

近畿聴覚情報処理障害当事者会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、近畿聴覚情報処理障害当事者会(略称 近畿APD当事者会)という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を大阪府富田林市3に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は、主として近畿地方及びその周辺に住む聴覚情報処理障害(以下APD と略す)を抱える人々に対しての情報発信、当事者による交流会等を行うと共に、社会全体への啓発活動、関係する諸分野(医療、教育等)との情報交換、知見の共有などを行い、地域社会に寄与する事を目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- 1.APD当事者の相互交流促進、情報提供等に関する活動
- 2.APD当事者のニーズ、抱える社会的問題に関する調査
- 3.APD当事者に対する社会の理解促進のための啓発、広報に関する活動
- 4.関係諸団体との連絡調整に関する活動
- 5.その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 会員

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない

2 会員となるには、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。

3 代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって 本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の過半数による承認により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき

(2) この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、総会で承認する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第10条 すでに納入した入会金及び会費は、返還しない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき

第4章 役員

(細則及び定数)

第12条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1人
- (2) 副代表理事 1人
- (3) 理事(代表理事及び副代表理事を含む。)3人以上

第5章 理事会

(理事会の権能)

第13条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 暫定予算
- (4) 予備費
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(選任等)

第14条 理事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この団体を代表し、業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐して業務を掌理し、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務の執行を決定する。

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、役員は、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 4
役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、次条に定める最小の役員数を
欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを
補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の過半数による議
決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し総会で承認 する前
に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第6章 総会

(開催)

第20条 通常総会は、毎年4月に開催し、臨時総会は、必要がある 場合に開催す る。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第22条 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに会員に対して発する。

(決議の方法)

第23条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した当該会員の議決権の
過半数をもって行う。

(議決権)

第24条 会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第25条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該 社
員総会において議長を選出する。

(議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名する。

2 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。(1)日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第7章 計算

(事業年度)

第27条 当会の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第29条 当会の事業報告書及び決算については、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(2) 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、会員に分配してはならない。

第8章 定款の変更、解散

第30条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した会員の4分の3以上の多数の議決を得なければならない。

(解散・合併)

第31条 この団体は次に掲げる事由により解散、或いは合併する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

2 この際、総会における出席者の議決権の4分の3以上を必要とする。

第9章 雑則

(告知)

第32条 当会の公告は、電子公告により行う。

(細則)

第32条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 付則

(設立時の役員)

第33条 この団体の成立の 2021年4月1 日から施行する。

2 当団体の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 渡邊 歆忠

設立時副代表理事 北村有人

設立時理事 加藤望

3 この団体の設立当初の役員任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2022 年3月末日までとする。

4 この団体の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 27 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この団体の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

(1) 個人会員 入会金:0円、会費:月額:0円

6 この団体の事務局は、富田林市3-3 に置く